

第一百五十三条から第一百五十七条まで 削除

第一百五十九条に次の二項を加える。

3 第一項に規定するもののほか、第七十四条第一項（第一百四十五条第一項において準用する場合を含む。）、第八十一条の二十二第一項又は第八十九条（第一百四十五条の五において準用する場合を含む。）の規定による申告書をその提出期限までに提出しないことにより、第七十四条第一項第二号（第一百四十五条第一項において準用する場合を含む。）に規定する法人税の額（第六十八条（第一百四十四条において準用する場合を含む。）又は第六十九条の規定により控除をされるべき金額がある場合には、同号の規定による計算をこれらの規定を適用しないでした法人税の額）、第八十一条の二十二第一項第二号に規定する法人税の額（第八十一条の十四又は第八十一条の十五の規定により控除をされるべき金額がある場合には、同号の規定による計算をこれらの規定を適用しないでした法人税の額）又は第八十九条第二号（第一百四十五条の五において準用する場合を含む。）に規定する法人税の額につき法人税を免れた場合には、法人の代表者、代理人、使用人その他の従業者でその違反行為をした者は、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

4 前項の免れた法人税の額が五百万円を超えるときは、情状により、同項の罰金は、五百万円を超えるの免れた法人税の額に相当する金額以下とすることができます。

第一百六十二条を次のように改める。

第一百六十二条 第七十一条第一項（中間申告）（第一百四十五条第一項（外国法人に対する準用）において準用する場合を含む。）の規定による申告書で第七十二条第一項各号（仮決算をした場合の中間申告書の記載事項）に掲げる事項を記載したもの、第八十一条の十九第一項（連結中間申告）の規定による申告書で第八十一条の二十第一項各号（仮決算をした場合の連結中間申告書の記載事項）に掲げる事項を記載したもの又は第八十八条（退職年金等積立金に係る中間申告）（第一百四十五条の五（外国法人に対する準用）において準用する場合を含む。）の規定による申告書（当該申告書に係る期限後申告書を含む。）に偽りの記載をして税務署長に提出した場合の法人の代表者、代理人、使用人その他の従業者でその違反行為をした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第一百六十三条第一項中「第一百五十九条第一項」の下に「若しくは第三項」を加え、同条第二項中「第一百五十九条第一項」の下に「又は第三項」を加え、「同項」を「これらの規定」に改める。

## (相続税法の一部改正)

第三条 相続税法（昭和二十五年法律第七十三号）の一部を次のように改正する。

本則（第一条の二第六号及び第三十二条を除く。）中「国税通則法」を「国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律」に改める。

第一条の二第六号を次のように改める。

六 決定 第三十三条の二の場合を除き、国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第二十五条（決定）の規定による決定をいう。

第十二条第一項第五号イ中「すべて」を「全て」に改め、「相続人の数」の下に「（当該相続人の数のうち次に掲げる者の合計数とし、その者が次の(1)から(3)までのうち二以上に該当する者である場合には、その者の数を一とする。）」を加え、同号イに次のように加える。

- (1) 二十歳未満の者
- (2) 第十九条の四第二項に規定する障害者
- (3) 相続の開始の直前において当該被相続人と生計を一にしていた者

第十二条第一項第六号イ中「すべて」を「全て」に改める。

第十五条第一項中「すべて」を「全て」に、「五千万円と千万円」を「三千万円と六百万円」に、「得た」を「算出した」に改める。

第十六条中「すべて」を「全て」に、「控除した金額」を「控除した残額」に改め、同条の表を次のように改める。

六億円を超える金額	百分の五十五
三億円を超えて六億円以下の金額	百分の五十
二億円を超えて三億円以下の金額	百分の四十五
一億円を超えて一億円以下の金額	百分の三十
五千万円を超えて一億円以下の金額	百分の二十五
三千万円を超えて五千万円以下の金額	百分の十五
千万円を超えて三千万円以下の金額	百分の十

第十九条の二第一項第二号中「すべての者に係る相続税の総額」を「全ての者に係る相続税の総額」に、「すべての者に係る相続税の課税価格の合計額の」を「全ての者に係る相続税の課税価格の合計額の」に改め、同号イ中「すべて」を「全て」に、「得た」を「算出した」に改め、同条第三項中「同じ。」の下に「又は国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第二十三条第三項（更正の請求）に規定する更正請求書」を加え、「し、かつ、財産の取得の状況を証する書類」を「した書類」に、「を添付して、当該申告書を提出した」を「の添付がある」に改め、同条第四項中「申告書の提出がなかつた場合又は同項の記載若しくは添付がない申告書」を「財務省令で定める書類の添付がない同項の申告書又は更正請求書」に改め、「提出がなかつたこと又はその記載若しくは」及び「記載をした書類及び同項の財務省令で定める」を削り、同条第五項中「隠ぺい仮装行為」を「隠蔽仮装行為」に、「すべて」を「全て」に、「控除した金額」を「控除した残額」に改め、同条第六項中「隠ぺい仮装行為」を「隠蔽仮装行為」に、「隠ぺいし」を「隠蔽し」に改める。

第十九条の三第一項中「六万円」を「十万円」に、「十二万円」を「二十万円」に改める。

第十九条の四第一項中「六万円」を「十万円」に、「十二万円」を「二十万円」に改める。

第二十一条の六第二項中「を含む。」を「及びこれらの申告書に係る修正申告書を含む。」又は国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第二十三条第三項（更正の請求）に規定する更正請求書」に、「の記載があり、かつ、同項の婚姻期間が二十年以上である旨を証する」を「を記載した」に改め、同条第三項中「申告書の提出がなかつた場合又は同項の記載若しくは添付がない申告書」を「財務省令で定める書類の添付がない同項の申告書又は更正請求書」に改め、「提出がなかつたこと又はその記載若しくは」及び「記載をした書類及び同項の財務省令で定める」を削る。

第二十一条の七の表を次のように改める。

二百万円以下の金額	百分の十
二百万円を超える三百万円以下の金額	百分の十五
三百万円を超える四百万円以下の金額	百分の二十
四百万円を超える六百万円以下の金額	百分の三十
六百万円を超える八百万円以下の金額	百分の四十
八百万円を超える千五百万円以下の金額	百分の四十五

千五百万円を超える三千万円以下の金額

百分の五十

三千万円を超える金額

百分の五十五

第二十一条の八中「前条」を「前条又は第二十一条の十三」に、「控除した金額」を「控除した残額」に、「同条」を「これら」に改める。

第二十一条の九第一項及び第四項中「六十五歳」を「六十歳」に改める。

第三十条第一項中「第三十二条第一号」を「第三十二条第一項第一号」に、「同項」を「第二十七条第二项」に改め、同条第二項中「第三十二条第一号」を「第三十二条第一項第一号」に、「同項」を「第二十八条第一項」に改める。

第三十一条第一項及び第四項中「次条第一号」を「次条第一項第一号」に改める。

第三十二条中「国税通則法」を「更正の請求（国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律」に、「更正の請求を」を「更正の請求をいう。第三十三条の二において同じ。」）を」に改め、同条に次の二項を加える。

2 贈与税について申告書を提出した者に対する国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に

関する法律第二十三條の規定の適用については、同条第一項中「五年」とあるのは、「六年」とする。

第三十三條の二第七項を削り、同条第六項第一号中「第四項」を「第五項」に改め、同項第二号を次のように改める。

一 前項の規定による還付金 同項の更正等があつた日の翌日以後一月を経過する日（当該更正等が次に掲げるものである場合には、それぞれ次に定める日）

イ 更正の請求に基づく更正（当該請求に対する処分に係る不服申立て又は訴えについての決定若しくは裁決又は判決を含む。イにおいて同じ。） 当該請求があつた日の翌日以後三月を経過する日と当該更正があつた日の翌日以後一月を経過する日とのいずれか早い日

ロ 国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第二十五条の規定による決定に係る更正（当該決定に係る不服申立て又は訴えについての決定若しくは裁決又は判決を含み、更正の請求に基づく更正及び相続税の課税価格の計算の基礎となつた事実のうちに含まれていた無効な行為により生じた経済的成果がその行為の無効であることに基づいて失われたこと、当該事実のうちに含まれていた取り消しうべき行為が取り消されたことその他これらに準ずる政令で定める理

由に基づき行われた更正を除く。) 当該決定があつた日

第三十三条の二第六項を同条第七項とし、同条第五項中「つき更正」の下に「(当該相続税についての処分等(更正の請求に対する処分又は国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第二十五条の規定による決定をいう。)に係る不服申立て又は訴えについての決定若しくは裁決又は判決を含む。以下この項及び次項において「更正等」という。)」を加え、「その更正」を「その更正等」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「決定が」を「国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第二十五条(決定)の規定による決定が」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 前項の「基準日」とは、第一項の申告書に係る被相続人についての相続の開始があつた日の翌日から十月を経過する日をいう。

第三十三条の二第八項中「第四項又は第五項」を「第五項又は第六項」に改める。

第三十四条の見出しが「(連帯納付の義務等)」に改め、同条第一項及び第二項中「すべて」を「全て」に改め、同条に次の五項を加える。

5 税務署長は、納税義務者について第三十三条又は国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第三十五条第二項（申告納税方式による国税等の納付）の規定により納付すべき相続税額のうちに延納又は物納の許可の申請に係る相続税額があるときは、第一項の規定により当該申請に係る相続税について連帶納付の責めに任ずる者（当該納税義務者を除く。）に対し、当該相続税額に相当する相続税について同項の規定の適用がある旨を通知するものとする。

6 税務署長（国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第四十三条第三項（国税の徴収の所轄庁）の規定により国税局長が徴収の引継ぎを受けた場合には、当該国税局長。以下この条において同じ。）は、納税義務者の相続税につき当該納税義務者に対し同法第三十七条（督促）の規定による督促をした場合において当該相続税が当該督促に係る督促状を発した日から一月を経過する日までに完納されないとときは、同条の規定にかかわらず、第一項の規定により当該相続税について連帶納付の責めに任ずる者（当該納税義務者を除く。以下この条及び第五十一条の二において「連帶納付義務者」という。）に対し、当該相続税が完納されていない旨その他の財務省令で定める事項を通知するものとする。

7 税務署長は、前項の規定による通知をした場合において第一項の規定により相続税を連帯納付義務者から徴収しようとするときは、当該連帯納付義務者に対し、納付すべき金額、納付場所その他必要な事項を記載した納付通知書による通知をしなければならない。

8 税務署長は、前項の規定による通知を発した日の翌日から一月を経過する日までに当該通知に係る相続税が完納されない場合には、当該通知を受けた連帯納付義務者に対し、国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第三十七条の規定による督促をしなければならない。

9 税務署長は、前三項の規定にかかわらず、連帯納付義務者に国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第三十八条第一項各号（繰上請求）のいずれかに該当する事実があり、かつ、相続税の徴収に支障があると認められる場合には、当該連帯納付義務者に対し、同法第三十七条の規定による督促をしなければならない。

第三十五条第三項及び第四項中「第三十二条第一号」を「第三十二条第一項第一号」に改める。

第三十六条第一項中「次項において「」を「第三項において「」に、「。以下この項及び次項」を「。

以下この条」に、「並びに」を「及び」に、「第三十六条第一項及び第二項」を「第三十六条第一項から

第三項まで」に改め、同項第三号中「する加算税」の下に「（次項及び第三項において「加算税」という。）」を加え、同條第四項を同條第五項とし、同條第三項中「（国税の徴収権の消滅時効）」を削り、同項を同條第四項とし、同條第二項中「当該申告書」を「当該納税申告書」に、「前項」を「前二項」に改め、同項第二号中「係る」の下に「加算税についてする」を加え、同項を同條第三項とし、同條第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の規定により更正をすることができないこととなる日前六月以内にされた国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第二十三条第一項（更正の請求）の規定による更正の請求に係る更正又は当該更正に伴い贈与税に係る加算税についてする賦課決定は、前項の規定にかかわらず、当該更正の請求があつた日から六月を経過する日まで、することができる。この場合において、同法第七十二条第一項（国税の徴収権の消滅時効）の規定の適用については、同項中「第七十条第三項」とあるのは、「相続税法第三十六条第二項（贈与税についての更正、決定等の期間制限の特則）」とす

る。

第五十一条第二項第一号ハ中「第三十二条第一号」を「第三十二条第一項第一号」に改め、同項第二号

中「次条第一項第一号」を「第五十二条第一項第一号」に改め、同号ハ中「第三十二条第一号」を「第三十二条第一項第一号」に改め、同条第三項各号中「第三十二条第一号」を「第三十二条第一項第一号」に改め、同条の次に次の二条を加える。

第五十一条の二 連帶納付義務者が第三十四条第一項の規定により相続税を納付する場合における当該相続税に併せて納付すべき延滞税については、当該連帶納付義務者がその延滞税の負担を不当に減少させる行為をした場合を除き、次に定めるところによる。

一 連帶納付義務者は、納付基準日（第三十四条第七項の納付通知書が発せられた日の翌日から二月を経過する日又は同条第九項の督促に係る督促状が発せられた日のいずれか早い日をいう。以下この項において同じ。）までに同条第一項の規定により相続税を納付する場合には、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める期間（次条第四項又は第五十三条の規定により利子税を納付すべき期間を除く。）に対応する部分の延滞税に代え、当該期間に対応する部分の利子税を併せて納付しなければならない。

イ 当該相続税について延納の許可を受けていた場合 次に定める期間

(1) 未納の分納税額の納期限の翌日又は第三十九条第二十九項若しくは第四十条第二項（第四十四条第二項又は第四十七条第十一項において準用する場合を含む。）の規定による延納の許可の取消し（次号イ(2)及び次条第二項において「延納の許可の取消し」という。）があつた日の翌日から納付基準日又は当該相続税を完納する日のいずれか早い日までの期間

(2) 当該相続税が国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第三十五条第二項（申告納税方式による国税等の納付）の規定により納付すべき税額に相当するものである場合には、当該相続税の第三十三条の規定による納期限の翌日から同項の規定による納期限又は納付すべき日までの期間

ロ イに掲げる場合以外の場合 当該相続税の第三十三条の規定による納期限の翌日から納付基準日又は当該相続税を完納する日のいずれか早い日までの期間

二 前号の規定により納付すべき利子税の額は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額とする。

イ 前号イに掲げる場合（同号イ(1)の期間に対応する部分に限る。） 納税義務者の次に掲げる税額

を基礎とし、当該期間に、当該税額の区分に応じそれぞれ次に定める分納期間（次条第一項第一号又は第二号に規定する分納税額に併せて納付しなければならない利子税の額の計算の基礎となる期間をいう。イにおいて同じ。）に適用されていた利子税の割合（当該分納期間に係る利子税の計算上適用されていた割合が二以上ある場合には、それらのうち最も低い割合）を乗じて算出した金額

(1) 未納の分納税額 当該未納の分納税額の納期限の属する分納期間

(2) 延納の許可の取消しに係る税額 当該延納の許可の取消しがあつた日の属する分納期間

口 前号イに掲げる場合（同号イ(2)の期間に対応する部分に限る。） 納税義務者の未納の相続税額を基礎とし、当該期間に、年七・三パーセントの割合を乗じて算出した金額

ハ 前号口に掲げる場合 紳税義務者の未納の相続税額を基礎とし、同号口の期間に、年七・三パー セントの割合を乗じて算出した金額

三 連帶納付義務者は、納付基準日後に第三十四条第一項の規定により相続税を納付する場合には、第一号の規定による利子税に加え、納税義務者の未納の相続税額を基礎とし、当該納付基準日の翌日から一 ら当該相続税を完納する日までの期間に応じ、年十四・六パーセント（当該納付基準日の翌日から二

月を経過する日までの期間については、年七・三パーセント）の割合を乗じて算出した金額に相当する延滞税を併せて納付しなければならない。

2 連帯納付義務者が前項第一号の規定による利子税又は同項第三号の規定による延滞税を納付した場合には、納税義務者の相続税に係る延滞税の額のうち当該連帯納付義務者が納付した当該利子税又は延滞税の額に相当する額については、その納付があつたものとみなす。

3 連帯納付義務者が第一項の規定により納付する利子税については、国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第六十四条第二項及び第三項（利子税）の規定を準用する。

第五十二条第一項中「を納付する場合に当該」を「に併せて当該」に改め、「併せて」を削り、同項第一号中「前条第二項第一号」を「第五十一条第二項第一号」に改め、同項第一号中「控除した税額」を「控除した残額」に改め、同条第二項中「第三十九条第二十九項又は第四十条第二項（第四十四条第二項又は第四十七条第十一項において準用する場合を含む。）の規定により」を削り、「を取り消された」を「の取消しを受けた」に改める。

第五十五条ただし書中「第三十二条の」を「第三十二条第一項に規定する」に改める。

第五十九条第四項を次のように改める。

4 第一項各号又は第二項に定める調書（以下この条において単に「調書」という。）のうち、当該調書の提出期限の属する年の前々年の一月一日から十二月三十一日までの間に提出すべきであつた当該調書の枚数として財務省令で定めるところにより算出した数が千以上であるものについては、当該調書を提出すべき者は、第一項又は第二項の規定にかかわらず、当該調書に記載すべきものとされるこれらの規定に規定する事項（以下この条において「記載事項」という。）を次に掲げる方法のいずれかによりこれららの規定に規定する所轄税務署長に提供しなければならない。

一 財務省令で定めるところによりあらかじめ税務署長に届け出て行う電子情報処理組織（行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第三条第一項（電子情報処理組織による申請等）に規定する電子情報処理組織をいう。）を使用する方法として財務省令で定める方法

二 当該記載事項を記録した光ディスク、磁気テープその他の財務省令で定める記録用の媒体（以下の条において「光ディスク等」という。）を提出する方法

第五十九条に次の二項を加える。

- 5 調書を提出すべき者（前項の規定に該当する者を除く。）は、政令で定めるところにより第一項若しくは第二項に規定する所轄税務署長の承認を受けた場合又はこれらの規定により提出すべき調書の提出期限の属する年以前の各年のいずれかの年において前項の規定に基づき記載事項を記録した光ディスク等を提出した場合には、その者が提出すべき調書の記載事項を記録した光ディスク等の提出をもつて当該調書の提出に代えることができる。
- 6 第四項の規定により行われた記載事項の提供及び前項の規定により行われた光ディスク等の提出については、第一項又は第二項の規定による調書の提出とみなして、これらの規定及び第七十条の規定並びに国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第七章の二（国税の調査）及び第一百二十七条（罰則）の規定を適用する。

第六十条を次のように改める。

第六十条 削除

第六十条の二を削る。

第六十八条に次の二項を加える。

- 3 第一項に規定するもののほか、期限内申告書又は第三十一条第二項の規定による修正申告書をこれら  
の申告書の提出期限までに提出しないことにより相続税又は贈与税を免れた者は、五年以下の懲役若し  
くは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- 4 前項の免れた相続税額又は贈与税額が五百万円を超えるときは、情状により、同項の罰金は、五百万  
円を超えてその免れた相続税額又は贈与税額に相当する金額以下とすることができる。

第七十条を次のように改める。

- 第七十条 第五十九条の規定による調書を提出せず、又はその調書に虚偽の記載若しくは記録をして提出  
した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 第七十一条第一項中「第六十八条第一項」の下に「若しくは第三項」を加え、同条第二項中「第六十八  
条第一項」の下に「又は第三項」を加え、「同項」を「これらの規定」に改める。

(地価税法の一部改正)

第四条 地価税法(平成二年法律第六十九号)の一部を次のように改正する。

目次中「第四十二条」を「第四十一条」に改める。

本則中「国税通則法」を「国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律」に改める。

第三十六条及び第三十七条を次のように改める。

第三十六条及び第三十七条 削除

第三十九条に次の二項を加える。

3 第一項に規定するもののほか、第二十五条第一項の規定による申告書又は第二十七条第一項若しくは第二項の規定による修正申告書をその提出期限までに提出しないことにより地価税を免れた者は、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

4 前項の免れた地価税の額が五百万円を超えるときは、情状により、同項の罰金は、五百万円を超えるの免れた地価税の額に相当する金額以下とすることができる。

第四十一条を削る。

第四十二条第一項中「前三条」を「前二条」に改め、同条第二項中「第三十九条第一項」の下に「又は

第三項」を加え、「同項」を「これらの規定」に改め、同条を第四十一条とする。

(登録免許税法の一部改正)

第五条 登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）の一部を次のように改正する。

第八条第二項中「国税通則法」を「国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律」に改める。

第十三条第一項中「先取特権、質権又は抵当権の保存又は設定」を「先取特権、質権又は抵当権の保存若しくは設定、移転又は信託」に、「抵当権等の設定登記」を「抵当権等の設定登記等」に、「これらの設定登記」を「これらの抵当権等の設定登記等」に、「当該設定登記」を「当該抵当権等の設定登記等」に改め、同条第二項中「設定登記を」を「設定登記等を」に、「当該設定登記」を「当該抵当権等の設定登記等」に改める。

第十七条の二の見出し中「組織変更」を「組織変更等」に改め、同条中「変更し、株式会社となる」を「変更して株式会社若しくは合同会社となる場合又は分割により新たに株式会社若しくは合同会社を設立する」に、「による株式会社の」を「又は分割による株式会社若しくは合同会社の」に、「当該」を「株

式会社の設立の場合において当該」に、「十五万円」を「十五万円とし、合同会社の設立の場合において当該金額が六万円に満たないときは六万円とする。」に改める。

第三十一条第一項中「掲げる」を「定める」に改め、同条第二項中「一年」を「五年」に改め、同条第八項中「国税通則法」を「国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律」に改める。

別表第一第二十四号(一)ト中「千分の一・五（新設分割をした会社の当該新設分割の直前における資本金の額から当該新設分割の直後における資本金の額を控除した額として財務省令で定めるものを超える資本金の額に対応する部分については、千分の七）」を「千分の七」に改め、同号(一)チ中「千分の一・五（吸収分割をした会社の当該吸収分割の直前における資本金の額から当該吸収分割の直後における資本金の額を控除した額として財務省令で定めるものを超える資本金の額に対応する部分については、千分の七）」を「千分の七」に改め、同号(一)ヨ中「選任」の下に「の登記」を加え、同号(一)ヌ中「に関する事項の」を「の発行による」に改め、同号(一)ヨ中「選任」の下に「の登記」を加え、同号(一)レを削り、同号(一)ソを同号(一)レとし、同号(一)ツを同号(一)ソとし、同号(一)ネ中「ツまで」を「ソまで」に改め、同号(一)ネを同号(一)ツとし、同号(一)ナを同号(一)ネとし、同号(一)ラを同

号(一)ナとし、同号(二)イ中「ネまで」を「ツまで」に改める。

(消費税法の一部改正)

第六条 消費税法（昭和六十三年法律第二百八号）の一部を次のように改正する。

目次中「第六十三条の二」を「第六十三条」に改める。

本則中「国税通則法」を「国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律」に改める。

第九条第二項第一号中「。以下この項」の下に「、次条第二項」を加え、同条第四項中「、第十二条第三項及び第十五条」を「及び第十二条第三項」に改め、同条の次に次の二条を加える。

（前年又は前事業年度等における課税売上高による納税義務の免除の特例）

第九条の二 個人事業者のその年又は法人のその事業年度の基準期間における課税売上高が千万円以下である場合において、当該個人事業者又は法人（前条第四項の規定による届出書の提出により消費税を納める義務が免除されないものを除く。）のうち、当該個人事業者のその年又は法人のその事業年度に係る特定期間における課税売上高が千万円を超えるときは、当該個人事業者のその年又は法人のその事業

年度における課税資産の譲渡等については、同条第一項本文の規定は、適用しない。

2 前項に規定する特定期間における課税売上高とは、当該特定期間中に国内において行つた課税資産の譲渡等の対価の額の合計額から、第一号に掲げる金額から第二号に掲げる金額を控除した金額の合計額を控除した残額をいう。

一 特定期間中に行つた第三十八条第一項に規定する売上げに係る対価の返還等の金額  
二 特定期間中に行つた第三十八条第一項に規定する売上げに係る対価の返還等の金額に係る消費税額に百分の百二十五を乗じて算出した金額

3 第一項の規定を適用する場合においては、前項の規定にかかわらず、第一項の個人事業者又は法人が同項の特定期間中に支払つた所得税法第二百三十二条第一項（給与等、退職手当等又は公的年金等の支払明細書）に規定する支払明細書に記載すべき同項の給与等の金額に相当するものとして財務省令で定めるものの合計額をもつて、第一項の特定期間における課税売上高とすることができる。

4 前三項に規定する特定期間とは、次の各号に掲げる事業者の区分に応じ当該各号に定める期間をい

一 個人事業者 その年の前年一月一日から六月三十日までの期間

二 その事業年度の前事業年度（七月以下であるものその他の政令で定めるもの（次号において「短期事業年度」という。）を除く。）がある法人 当該前事業年度開始の日以後六月の期間

三 その事業年度の前事業年度が短期事業年度である法人 その事業年度の前々事業年度（その事業年度の基準期間に含まれるものその他の政令で定めるものを除く。）開始の日以後六月の期間（当該前々事業年度が六月以下の場合には、当該前々事業年度開始の日からその終了の日までの期間）

5 前項第二号又は第三号に規定する六月の期間の末日がその月の末日でない場合における当該期間の特例その他前各項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第十一条第一項中「前条第四項」を「第九条第四項」に改め、「提出により」の下に「又は前条第一項の規定により」を加え、「同条第一項本文」を「第九条第一項本文」に改め、同条第二項中「前条第一項本文」を「第九条第一項本文」に改める。

第十二条第一項及び第二項中「提出により」の下に「又は第九条の二第一項の規定により」を加え、「同条第一項本文」を「第九条第一項本文」に改め、同条第四項中「提出により」の下に「又は第九条